

令和3年度 第4回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年7月12日（月）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤 平 清 子 君	2番 吉 田 一 男 君
2番 小 泉 治 久 君	3番 山 崎 明 君
3番 柳 生 利 幸 君	4番 小 見 川 清 君
4番 浅 野 敬 司 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
5番 吉 田 和 嗣 君	6番 福 岡 み つ 子 君
6番 島 田 辰 男 君	7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 横 張 清 彦 君	8番 野 口 裕 司 君
9番 青 山 和 泉 君	9番 栗 山 繁 君
10番 山 崎 久 司 君	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君
農地利用最適化推進委員 1番 渡邊 通 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番島田辰男委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日6月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から南東へ約800mに位置しております。作付予定作物はジャガイモです。

整理番号2番、申請日6月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が15a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、互いに隣接しており〇〇から南へ約700mに位置しています。作付予定作物はレンコンです。

整理番号3番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が87a、契約内容は地上権設定賃貸借です。申請地は、〇〇の2筆が〇〇から東北東へ約600m、〇〇の2筆が〇〇から西南西に約1kmに位置しています。営農型太陽光発電の一時転用期間満了に伴う更新によるもので、パネル下部の作付予定作物はそば。権利設定期間は3年間です。

以上3件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を4番浅野敬司委員、整理番号3番を1番藤平清子委員、お願いいたします。

4番： 整理番号1番及び2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。いずれも耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします

1番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

会長： 整理番号3番、営農型太陽光発電の期間は3年になっていますね。

事務局： このあと、5条許可の一時転用があり、同じ期間となっています。

会長： 3年間の営農の収入はどうなっていますか。

事務局： 毎年、下部農地の報告は義務となっています。書類が提出されています。

議長： 他、質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、15件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日6月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9aです。計画内容は太陽光発電施設設置、契約内容は貸借権（20年）です。申請地は〇〇から西北西へ約150mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は395Wのパネルを146枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

整理番号2番、申請日6月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が7aです。計画内容は太陽光発電施設設置、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は〇〇から北西へ約200mに位置しており、農地区分及び事業計画は、整理番号1番と全て同じであります。以上の2件につきましては、文化財保護法の届出により、周知の埋蔵文化財包蔵地内ではありますが、工事立会として扱われています。

次に整理番号3番の説明の前に、圏央道の4車線化事業に伴う阿見町における全体借地計画面積についてお話をします。農地以外にも含めると約370a。このうち今年度中に借地する面積は全て農地で240a。今回の申請面積の残りは、翌月以降となりますのでご了承願います。

整理番号3番、申請6月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、12筆、面積合計110aです。計画内容は首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業の工場用地、契約内容は一時転用（3年）です。申請地は、〇〇から南東へ約5kmに位置しており、農振農用地区域内にある農地であります。事業計画は、耕土・資材置場として75a及び工事用道路として40aを設置するもので、周辺農地への影響に細心の注意を払い施工するとのことであります。表土を剥ぎ取り（30cm）、土木シートを敷き、路体盛土し敷砂利（20cm）。仮排水路を設け、また、隣接農地との境界には畦畔を設置します。なお、事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。事業完了後には現況に復元することを条件に差し支えない旨の町意見書をいただいております。こちらは、申請面積が30a以上になりますので、常設審議委員会の諮問かける案件になります。

整理番号4番、申請日6月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が20aです。この農地と隣接する山林（30a）を一体的に利用して事業を行います。

計画内容は、相撲部屋、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は〇〇から南西へ約800mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画ですが、建築物の名称・構造・規模・建築面積の順で読み上げます。相撲部屋・木造2階建。倉庫1、2・木造平屋建て。倉庫3・木造平屋建て。寮・木造2階建て。管理用住宅・木造2階建て。物干しスペース・軽量鉄骨造平屋建て。以上6棟。駐車スペースとして来客用7台、スタッフ関係者用7台、イベント時バス駐車場2台と駐輪スペースを設けます。造成計画については、外部からの土砂搬入せずに場内にて切土盛土処理し、アスファルト舗装。周囲は道路に面する箇所は板塀、その他はL型擁壁とフェンスを設置。雨水は地下式の貯留槽施設を設け、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、県が管理する集水桝へ接続放流します。資金は金融機関の融資を利用します。他法令については、都計法第29条許可申請済であり、埋蔵文化財については、周知の包蔵地内ではありますが、慎重工事

扱いとなっています。

整理番号5番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が23aです。計画内容は、太陽光発電施設設置、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は〇〇から北西へ約300mに位置しており、こちらも第2種農地と判断、代替性がないことを確認しています。事業計画は375Wのパネルを364枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。埋蔵文化財については、周知の包蔵地内ではありますが、慎重工事扱いとなっています。

整理番号6番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が18aです。計画内容は、太陽光発電施設設置、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は〇〇から南西へ約700mに位置しており、こちらも第2種農地と判断、代替性がないことを確認しています。事業計画は375Wのパネルを300枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。当該農地は接道していない為、隣接する山林の一部を取得し進入路を設けます。資金計画は自己資金により行います。埋蔵文化財については、周知の包蔵地範囲外であります。

次に整理番号7番と8番ですが、権利設定は異なりますが、互いに隣接し一体として行う事業ですのでまとめて説明します。

整理番号7番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9aです。計画内容は、太陽光発電施設設置、契約内容は賃貸借権（20年）です。

整理番号8番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。計画内容は、太陽光発電施設設置、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は〇〇から北へ約300mに位置しており、こちらも第2種農地と判断、代替性がないことを確認しています。事業計画は450Wのパネルを204枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。埋蔵文化財については、周知の包蔵地内であり、町教育委員会へ工事着手60日前までに届出を行い、必要に応じ現地調査及び試掘調査が必要となる場合がある旨の回答であります。

整理番号9番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が3aです。計画内容は、自己用住宅、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は、〇〇から西へ約80m、に位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て。造成計画は、現状のまま利用。周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枳を設け、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、宅内処理します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都計法第29条許可申請済であります。埋蔵文化財については、周知の包蔵地内ではありますが、慎重工事扱いとなっています。

整理番号10番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。計画内容は、自己用住宅、契約内容は所有権移転（売買）です。申請地は、〇〇から西へ約600m、に位置しており、こちらも第2種農地と判断、代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造2階建て。造成計画は、盛土（60～20cm）。周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枳を設け、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都計法第29条許可申請済であります。埋蔵文化財については、周知の包蔵地範囲外であります。

整理番号11番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が17aです。計画内容は、太陽光発電システムの設置・運用、契約内容は所有権移転

(売買)です。申請地は、〇〇から北西へ約 250mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は375Wのパネルを300枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。埋蔵文化財については、周知の包蔵地内であり、町教育委員会へ工事着手60日前までに届出を行い、必要に応じ現地踏査及び試掘調査が必要となる場合がある旨の回答であります。

次に整理番号12番から15番までの案件ですが、既に許可済となっている営農型太陽光発電の一時転用の更新に伴う申請になります。農地区分は第1種農地で、位置関係につきましては省略させていただきますが、設置済の設備についてそれぞれご説明します。

整理番号12番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が23aの内〇〇㎡です。250Wのパネル200枚と260Wのパネル20枚。架台支柱70本で引込柱2本です。

整理番号13番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aの内〇〇㎡です。260Wのパネル240枚。架台支柱90本で引込柱は先程の1本を使用しています。

整理番号14番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が19aの内〇〇㎡です。250Wのパネル80枚と260Wのパネル140枚。架台支柱80本で引込柱1本です。

整理番号15番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が17aの内〇〇㎡です。260Wのパネル220枚。架台支柱70本で引込柱1本です。

なお、撤去費用を負担する合意書も添付されており、当初の許可後から提出されている営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告では、単収は地域の平均的な数値と同等以上であり、これまでの営農状況を含め総合的に判断して、特に問題となるところは見受けられませんでした。

以上15件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課と調整の上、また、県農業会議への諮問案件は、16日開催の常設審議会承認後をもって許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を8番横張清彦委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員、整理番号4番を6番島田辰男委員、整理番号5番6番を5番吉田和嗣委員、整理番号7番8番を3番柳生利幸委員、整理番号9番を8番横張清彦委員、整理番号10番を6番島田辰男委員、整理番号11番を8番横張清彦委員、整理番号12番13番を1番藤平清子委員、整理番号14番15番を6番島田辰男委員、お願いいたします。

8番： 整理番号1番及び2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。

現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。
また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号5番及び6番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、5番は木の切り株が多数存在していて、耕作にはあまり適していませんが、隣地境界は問題なく、周囲への影響もありませんでした。6番については、竹林が生い茂り、直接農地へ踏み入ることが難しい状況でした。本日、申請者から写真等の資料を確認させていただき、概ね了承できる内容でした。一部残地の農地がありますが、行き来できるよう配慮する旨の話があり、周辺への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番： 整理番号7番から8番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、いずれも休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号9番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番： 整理番号10番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号11番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は原野化に匹敵するほど荒廃が進んでいる状況でした。隣地境界については問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号12番及び13番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理が適正に行われ、土地の境界についても問題なく、営農型太陽光発電の更新にあたり、引続き事業と営農の両立が図られるものと思われま。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番： 整理番号14番及び15番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理が適正に行われ、土地の境界についても問題なく、営農型太陽光発電の更新にあたり、引続き事業と営農の両立が図られるものと思われま。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

推 2： 太陽光発電事業の申請が多いですが、施工業者が倒産したり、問題の発生した案件はありますか。

事 務 局： 許可され工事が完了した時点で、農業委員会から離れてしまうので、その後の運営についての把握は承知していません。

9 番： 賃貸借だと、20 年後どうなるか、心配ですね。
会長： 20 年後の撤去費用等、契約内容の確認が必要ですね。
議 長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたし
ます。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
今回は、3 件の願出がありました。資料の加除修正がございます。備考欄の撮影年
月日が空欄となっています。平成 2 年 1 1 月 5 日ですので、追記願います。その他の
主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
整理番号 1 番、申請日 6 月 2 4 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、
面積は 9 a です。願出地は、〇〇から南南東へ約 450m に位置しております。
整理番号 2 番、申請日 6 月 2 5 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、
面積は 8 a です。願出地は、〇〇から南西に約 350m に位置しております。
整理番号 3 番、申請日 6 月 2 5 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、
面積は 1 a です。願出地は、同じく〇〇から南西に約 300m に位置しております。
これら 3 件につきましては、いずれも違反転用に対して是正指導中ではない土地であ
ります。補足ですが、1 番は住宅の建替えに伴う地目変更、2 番と 3 番は隣地山林と一
体的に太陽光発電施設用地及び進入路とするために地目変更を行うものです。

以上 3 件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 5 番吉田和
嗣委員、整理番号 2 番 3 番を 4 番浅野敬司委員お願いいたします。

5 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、願出地において、その土地の
周囲の状況からみて、その土地を農地に復元することは難しく、また継続して利用す
ることができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断
いたします。ご審議のほどよろしく願いします。

4 番： 整理番号 2 番及び 3 番について報告します。現地確認の結果、それぞれの願出地に
おいて、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物
理的にも困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元
しても継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行
は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<報告事項>

- 議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は3件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は18件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事務局： その他（事務連絡）
- ①活動報告
- 6月30日（水） 茨城県農業会議総会（水戸市）
7月9日（金） 再生協議会
- ②今後の予定
- 7月14日（水） 農地集積・集約大会（小美玉市）
7月15日（木） ジャガイモ収穫体験 9時30分集合
8月5日（水） いばらき農業委員会女性協議会総会（水戸市）
- ③現地調査及び総会の予定
- 8月現地調査 8月6日（金） 当番農委 9番青山和泉委員
当番農委 1番藤平清子委員
8月定例総会 8月10日（火） 午後1時30分から

- 議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時40分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印